

## 平成29年 第2回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成29年2月1日（水）  
開会 午前10時20分 閉会 午前11時50分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 森 益美 久下多賀子 田村浩章
- 4 説 明 者 教育次長 横島勝則 教育理事 梅田利也 総括指導主事 松本明彦  
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治  
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫  
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課庶務係長 田村真知子
- 6 議 事
  - (1) 議案第3号 平成29年度「指導の重点」について
  - (2) 議案第4号 平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について
  - (3) 議案第5号 第2次京丹後市保育所再編等推進計画の策定について
  - (4) 議案第6号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について
  - (5) 議案第7号 京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
  - (6) 議案第8号 京丹後市丹後自然体験学習施設条例の廃止について
- 7 そ の 他
  - (1) 諸報告
    - ① 「共催」・「後援」に係る1月期承認について
  - (2) 各課報告
    - <学校教育課>
      - ① 2月学校行事予定について
    - <社会教育課>
      - ① 人権講演会について
    - <文化財保護課>
      - ① 丹後古代の里資料館冬季企画展示「丹後震災90年」の開催について
      - ② 第5回京丹後市文化財セミナー「丹後震災90年」について
      - ③ 第46回丹後震災記念展の開催について

8 会 議 録 別添のとおり（全 2 3 頁）

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 森 益 美

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 森 益美 久下多賀子 田村浩章

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 梅田利也 総括指導主事 松本明彦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫

文化財保護課長 吉田 誠

〔書 記〕 教育総務課庶務係長 田村真知子

〈吉岡教育長〉

ただ今から「平成29年 第2回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

皆さん、おはようございます。

新年を迎えたと思ったら、はや1か月が過ぎました。業務が忙しいのもありますが、月日が過ぎるのが早く感じます。28年度も残り2か月となり、事務局では、本年度の事業執行の確認も必要になってきました。同時に、現在、29年度予算編成を行っていますが、大変厳しい財政状況の中、厳しい査定を受けており、思い通りの予算が組めない部分もありますが、教育はまちづくりの基本となる人づくりのための予算であり、現場に影響が出ないように工夫しながら事業執行をしたいと思います。

今日は、管内視察ということで大宮中学校を視察いただきました。いかがでしたでしょうか。小中一貫教育の取組の成果もあり、子ども達は落ち着いて授業に取り組んでいますが、例年と同様に、中学校では年度後半になってから不登校が増えてきています。学校には、丁寧で早期の対応等の指示をしているところです。

先週からの思わぬ大雪の関係で学校も自宅待機となったり、インフルエンザで学級閉鎖の学校もありましたが、現在はありません。全国や府では警報も出ていますので注意が必要ですし、受験シーズンにもなってきましたので、中学校では大事な時期になっており、気になるところです。

また、和歌山県の御坊市では食中毒が発生し、大きく報道されました。数年前に大宮南小学校でも食中毒が発生し対応が大変でしたので、丹後地域には食中毒の注意報は出ていませんが、日頃からの注意に心掛ける必要があると思っています。

学校再配置について、丹波小と新山小の再配置については、学区内を対象に校名の募集を行い、現在、協議会で検討しているところです。校名が決まらなると手続きを進めることができないこともあり、再配置まで1年余りとなっている中、スケジュール感をもって取り組みを進める必要があります。また、豊栄小と間人小の再配置については、豊栄小PTAからは再配置の同意を得ていますが、連合区長の思いもあり、改めて、区民を対象にアンケートを取られ、賛成が多い結果となっていますが、わからないという回答も多く、区長からの依頼もあり、改めて区民説明会をすることとしています。子ども達の教育環境を整えたいという計画は変わりませんので、今後も丁寧な対応を心がけ、説明等をしていきたいと考えています。

1月26日に臨時議会が招集されました。議案については、一般会計補正予算で繰越明許費の設定が1件、第2次京丹後市総合計画「基本計画」の策定と専決処分の報告が2件ありました。

このうち、総合計画の基本計画は市長の任期に合わせるため、27年3月に策定したものを見直し、今後4年間のものを策定するものですが、見直し内容について、議員から大変多くの質問が出されました。本会議で審議ののち、特別委員会が設置され付託になりましたが、本会議後行われた特別委員会でも、多くの質問が出され、閉会が夕方になるような状況でした。また、27日から5日間にわたって分野別の審議が予定され、教育委員会関係は昨日行われていますが、企画総務部が策定した重点項目の取り扱いや文章の書き方など、多くの課題が残された内容になったと思っています。

専決処分の報告は、2件とも教育委員会の損害賠償であり、1件は職員の交通事故、他の1件は図書館で棚とテレビが倒れたことによる来館者の怪我です。職員の交通事故も多く、改めて注意の指示を出している状況です。

本日は、「平成29年度指導の重点について」をはじめ6議案の審議を予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

それでは、平成29年 第1回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長活動報告をさせていただきます。

### 【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。ご質問等ありましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

森委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第3号「平成29年度「指導の重点」について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第3号「平成29年度指導の重点について」説明をさせていただきます。

平成29年度指導の重点は、京丹後市教育振興計画に基づいて、学校教育では10年間を見通した小中一貫教育を推進すること、社会教育では生涯にわたり主体的に学ぶことのできる環境づくりを推進することと、本市の将来像「ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち」の実現に向けて、心豊かにたくましく幸福な未来を切り拓く力と、ふるさとへの愛着と誇りを持ち新しい価値を創りだす力を目指す指針として策定するものでございます。

詳細については松本総括指導主事、吉田社会教育課長より説明をさせていただきます。

〈松本総括指導主事〉

それでは私から学校教育指導重点の来年度のポイントについてお話をさせていただきます。「学校教育 指導の重点」改正点比較対照表を見ていただきながら、主だった改正点についてお話をさせていただきます。

まず、3ページをご覧ください。「はじめに」のところですが、本年度当初の教育委員会会議において、各中学校区を「学園」という形で総称とするという規則を作っていたいておりますので、それに合わせて各中学校区という表記を全て「学園」という形に置き換えております。そこが大きく変更している一点でございます。

次に5ページをご覧ください。小中一貫教育の推進につきましては、完全実施2年目ということで、としますと、そういうところで緩みも出てまいりますので、完全実施2年目の重要性を強調するために、再度、「学園において今後も着実な実践と評価を積み

重ねる」というところを強調させていただいております。

6 ページをご覧ください。(6) は、29 年度に重点として強調しているところです。本年度、各学園で小中一貫教育について、学校と地域とが連携して推進する協議会を随時設置して取り組みを進める事としておりまして、来年度4 月には、全ての学園でそうした協議会が立ち上がる予定になっております。そうした協議会等とも連携しながら、今後は「地域・家庭が、基本的な生活習慣や学習習慣の確立などの具体的な課題を共有し」と、ここへ書いてありますように、「生活習慣や学習習慣の確立」という所を具体的な項目として挙げさせていただき、その充実のために学校と地域の中で取り組みを進めていくことを重点とさせていただいております。

次に8 ページ、9 ページをご覧ください。就学前の教育に関わる部分です。大きな変更点はございませんが、8 ページの下の方にあります(3) の「幼稚園と小学校との円滑な接続」というところですが、接続のモデルプランを市として示しておりまして、各学園でもそうしたモデルプランを基に接続プランを考えて、取り組みを進めております。そこを詳しく書いて強調をさせていただいております。また、文言としては入っておりませんが、来年度の検討材料として、認定こども園化に向けた対応と、民間との連携についても今後は検討していかなくてはならないと考えております。

次に10 ページ、11 ページをご覧ください。確かな学力、学習指導に関わる部分です。11 ページの(7) をご覧ください。先程も申しましたが、小中一貫教育完全実施後2 年目となるので、そうした取り組みが再度、喚起される事をねらいまして、「指導の一貫性・系統性・連続性のある授業の追及に取り組む」とし、小中一貫教育は「取り組み」から「授業の改善によって子どもたちに確かな学力をつけていく事」へシフトしている事を明確にし、強調しています。

次に12 ページをご覧ください。3 の国際理解教育についてです。本年度末に、中学2 年生の子どもたちがニュージーランドへ海外研修に行くことになっております。それを契機に来年度からは、外国語教育をより重点的に指導していきたいと考え、強調をしています。具体的にはCIR (国際交流員) 等も活用しながら、児童・生徒や教職員の研修の場を充実させていく事も検討しているところです。それを強調するために、国際理解教育の項目を増やすと共に、重点として挙げています。

次に、15 ページをご覧ください。特別支援教育に関わる部分です。特別支援教育については、府においても他の市町村においても、就学指導だけではなく、個々の教育支援をどう行っていくかということが重要であるという方向性になってきております。それに伴いまして、これまでの「就学指導委員会」という名称について、多くの市町村で名称の変更を行っておりますので、京丹後市におきましても来年度からは、教育支援を前面に出した委員会という意味で、仮称でありますけれども「発達にかかる教育支援委員会」と名称変更をして、就学指導も含んだ、個に応じた支援の在り方について検討する委員会を立ち上げていこうと考えておりますので、その方向性に沿った文章に直しております。

17 ページをご覧ください。2 の道徳教育についてです。皆様ご存知のように、「特別

な教科 道徳」として行っていくだけではなく、既に学習指導要領が一部改正となり、取り組んでいける環境が整っております。それを踏まえて、教科化をにらんだ文章と重点の形にさせていただいております。この部分は、かなり大きく変えているところがございます。そもそも教科化となった背景は、18ページの上の段にありますように、「いじめに正面から向き合う考える道徳、議論する道徳」というところが契機となっておりますので、そうした部分を文章化しております。また、道徳の時間の評価についても今後、検討していく必要がありますので、その部分についても詳しく重点として文言に整理させていただいております。

主だったところにつきましては、私からは以上ですけれども、その他、文言修正等、状況等に応じていくつか変えているところもありますので、またご意見等ございましたら宜しくお願い致します。 私からは以上です。

#### ＜吉田社会教育課長＞

それでは「社会教育指導の重点」の説明をさせていただきます。平成28年度と平成29年度の比較表に沿って説明をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思います。

平成29年度 of 社会教育指導の重点は、第2次京丹後市総合計画及び京丹後市教育振興計画の体系に沿って策定されました平成28年度のもの、大きく枠組みは変えておりませんが、京丹後市が抱える諸問題を重視し、今後の国や京都府の動向を踏まえ、対応ができるための指針となるようにと意識し、文章の見直しを行いました。

まず、1ページの「はじめに」の部分です。前段での目的につきましては、第2次総合計画に基づいて、本市の将来像「ひと、みず、みどり 市民総参加で飛躍するまち」の実現に向けて、郷土に誇りを持ち、夢と希望をもって未来に飛躍する人間性にあふれた人づくりを進めることとしておりまして、この部分は28年度と同じ内容となっております。後段の部分では、28年度と比べ、京丹後市の持つ課題について、重要性に応じて順序を入れ替えました。京丹後市における最重要課題となっているのは、少子高齢化による人口減少でありまして、核家族化だけでなく、一人親世帯の増加であると考えております。こうした環境の変化や構造の変化に対応していく必要があると思っております。また、生涯学習の体制整備につきましては、行政として施設整備や学習機会、情報の提供はもちろん重要ですが、市民の行ってきた生涯学習が自立性を高め、身に付けた知識や技術が地域づくりに活かされるような仕組みづくりについても、取り組むべき重要な施策であると考えており、これらを意識した文章へと一部内容を修正しております。

次に2ページからの「生涯学習社会の実現」につきましては、昨年度に引き続き、生涯学習推進体制の整備と現代的課題に関する学習活動の推進としております。

3ページの公民館活動ですが、平成26年度の公民館の再編後、公民館連絡協議会の強化や、地区公民館の運営支援を行ってきましたが、課題となっております中央公民館の運営体制の整備につきまして、早急に取り組む必要があると考えております。そのた

め、現在、社会教育委員会議で検討をしていただいているところです。

図書館活動につきましては、「京丹後市子どもの読書活動推進計画第二次推進計画に基づき、学校園等と連携しながら、子どもの読書活動を推進する」としております。なお、図書館につきましては、図書館に対するニーズが多様化・高度化している現在、様々なサービスが求められております。その一方で、施設の老朽化などの課題もありまして、今後の図書館の在り方について、図書館協議会に諮問をしており、現在、答申に向けて検討を進めていただいているところです。

4 ページからが「人権教育の推進」についてであります。人権教育につきましては、国民的課題であり、社会教育におきましても必要課題であると思っております。京丹後市人権教育・啓発推進計画に基づき、人権尊重の精神が身につくことを目的として、関係機関と連携し、推進体制及び学習機会の充実を進めていくこととしております。

続きまして、5 ページからが「家庭・地域社会の教育力の向上」についてであります。家庭教育は社会教育における重要な課題として位置付けておりまして、引き続き、効果的な学習機会の提供に努めていきたいと思っております。特に現在進めております家庭教育支援チームの活動を中心として、子育ての不安や悩みを抱えている親に対して、きめ細かい学習を進めていき、併せて交流の機会を充実させていきたいと思っております。

6 ページの「青少年の育成と地域活動の推進」につきましては、体験活動の継続と、青少年健全育成会の組織強化と、活動の拡充を進めていきたいと考えております。

続いて、「地域の教育力を高める成人教育の充実」についてですが、こちらは、予算的には公民館事業の中に計上しております。そのため、地域の活性化につながる事業の実施につきまして、地域公民館及び地区公民館へ提案しながら、協力体制をとって進めていきたいと考えております。また、「市民の学習の成果を地域づくりや、学校等における教育活動へ活かすことができるよう、機会や情報を提供する」としております。

7 ページ、「文化・芸術の振興」についてです。地域文化活動の促進と、芸術鑑賞の2項目を挙げております。引き続き、関係団体との協力体制のもと、平成29年度も進めていきたいと考えております。

続きまして、7 ページ、8 ページが「文化財の保護と活用」についてです。「資料館の整備充実を図るとともに、資料館等の文化財関連施設の機能を活かした学習及び体験活動を推進する」とし、「併せて丹後東海地方の文化方言等調査事業のまとめをする」としています。また、「市史編さん事業で調査してきた郷土の文化財、歴史の調査結果を普及啓発し地域づくりに活かす」としております。

8 ページからは「生涯スポーツの推進」についてです。教育振興計画及びスポーツ推進計画に基づきまして「スポーツ推進体制の整備」を項目として挙げており、28年度実施しました市民アンケート結果を基に、平成29年度はスポーツ推進計画の見直しを行い、「市民のニーズを反映した効果的なスポーツ活動を推進する」としております。また、「スポーツ競技力の向上」の部分では、「各種スポーツ団体と連携を強化し、競技人口の拡大とジュニア育成とあわせて指導者の養成を進めることによって競技力の向上を図る」としております。

最後、１０ページの「社会教育指導体制の充実」の部分では、職員の資質向上を図るため、研修機会の拡充に努めていきたいと考えております。

「社会教育指導の重点」につきましては、以上です。

<吉岡教育長>

ただ今、議案第３号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

先ほど、教育長の挨拶でもおっしゃっていましたが、２９年度の予算が非常に厳しいという中で、今、説明していただいた事を、しっかり提案できているのか、予算に応じてこの内容が、まさか変更する事はないと思いますが、予算が削られる事によって、大きな支障が出てくるといった不安等があるようでしたら、お聞かせください。

<吉岡教育長>

予算査定の中で、実は例年やっていた事業がゼロ査定ということで、見直しを迫られた部分もあったのですが、こちらからも、一定の見直しはするけれどもゼロ査定はないようにと強く言いまして、取り組みを進めさせてもらっています。そういう事もあって、事業規模が例年に比べて少し小さくなる事業もあります。社会教育の高齢者大学等がそうです。

ただ、反対に新規事業で、例えば先ほど説明していただいた英語、ＩＣＴ、そういった関係については推進していかなければいけないと思っています。こちらについては、要求通りの予算額ではなかったのですが、一定の要求は通っていますので、そのような考え方で進めさせていただきたいと思っております。

<野木委員>

了解しました。ありがとうございました。

<田村委員>

学校教育の「特色ある学校・学園づくり」ということですが、この平成３６年までのスパンの中で、コミュニティ・スクールを目指すとか、どこかの学校で運営協議会を立ち上げるとか、そういう方向性というのはあるのでしょうか。

〈松本総括指導主事〉

先ほど説明しました小中一貫の中で実施しております学校と地域とが連携して推進する協議会、その内容は、極めてコミュニティ・スクールで行っている内容に近いものだと考えております。違いは、コミュニティ・スクールは、その年の学校運営の基本方針を承認する役割を担っていることです。今の協議会では、現在、承認をするという事はしておりませんが、実際のところ、年度当初に学園・学校の方針等の説明をさせてもらって、理解を得るという事は、各学園とも立ち上げた協議会では行っておりますので、今後の国の動向を見ながら、そうした協議会が学校運営協議会に移行できるのかどうか、研究していかなければならないと考えております。それが可能であるならば、国が義務化したとしても、スムーズな移行ができるのではないかと思います。

ただ、研修会でも話があったように、小中一貫教育の学園単位での学校運営協議会は、現在、認められていない状況にあります。しかし、方向性としては今後、認められる方向もあると聞いておりますので、そうした動向も見ながら、考えていきたいと思っております。ですが、現在、行っている協議会のスタイルでも、充分対応はできると考えております。

〈田村委員〉

各学園ごとに、設置される事が決まっているという学校と地域の連携推進に係る協議会の名称は何ですか。

〈松本総括指導主事〉

各学園によって、名称は違います。例えば、網野学園応援会、峰山教育支援協議会等です。小中一貫教育の実施の手引きや小中一貫教育推進基本計画でその内容を示しておりますので、基本的な内容についてはどの学園も同じですが、名称はそれぞれ違います。

〈吉岡教育長〉

松本総括指導主事が説明させていただいたとおりなのですが、コミュニティ・スクールを実施するとなると、教育委員会の中に規則を設けて、その規則に従って実施しなければなりません。今、京丹後市は小中一貫教育の取り組みをさせていただいていて、学校と地域とが連携して推進する協議会を創り上げている途中なので、もう少しその状況を踏まえた上で検討をさせていただきたいと思っています。

〈久下委員〉

次年度で小中一貫教育を更に推進していくために、取り組むべき内容をより明確に示

してもらい、周知徹底をして取り組みを進めてもらうという事が、よく分かる内容だと、私は思います。これらの内容を学校現場の皆さんに説明もされると思いますが、なかなか浸透していきにくい部分もあるかと思います。隅々まで皆さんに行き渡らせる方途として、特に考えておられる事がありましたら、教えてください。

#### 〈松本総括指導主事〉

ご指摘のとおり、この内容を隅々まで浸透させて、末端の教職員まで理解していただくことは、課題だと考えておりまして、数年前から、特にその年の重点に関わる太字下線の部分については、要約してダイジェスト版という形で、A3見開きの物をカラーで作成し、全教職員へ配布を行っております。また、それを更に拡大してポスター化し、学園に掲示していくような事も考えております。また、今日はお示しておりませんが、管理職及び教務主任向けには、この指導の重点の「推進上の留意点」という、より詳細に記述した物を配布して、指導にあたっていただけるような物も作成していくという、その三本立てで考えているところです。

#### 〈吉岡教育長〉

他にありませんか。

#### 〈田村委員〉

国際理解教育の部分ですが、ALT(外国語指導助手)やCIR(国際交流員)を有効活用するという事、また今年度末には中学生がニュージーランドに行く事も、本当に素晴らしいと思います。先ほど野木委員がおっしゃったように、予算的なところで難しいかもしれませんが、どんどん枠を広げていただきたいと思います。

今日の視察研修でALTの授業を見させていただきましたが、教員の方々とALTとが、もう少しコミュニケーションをとりながら進めていただければ、もっと有効活用できる幅があるなと感じました。

今日は画面を使ったクイズ形式の授業でしたが、生徒たちの顔を見ていると、どうしても画面ばかり見てしまっていましたね。画面は要らないのではないかと思います。それよりも、ヒアリング、やはりALTの方は、本場の発音なので、ヒアリングをさせる事にもっと重点を置いていただきたいと思います。

私も中学生の子どもがいるのですが、どんな授業をしているのか聞いてみたところ、クイズがほとんどだと言っていました。確かに楽しい授業というのは重要だと思いますが、もっとしっかりヒアリングができる授業をお願いしたいと思います。

あと、ALTに関して、向こうの学期での契約になっているためか、いつも9月で替わりますね。できるなら、ALTの方が途中で替わらないような取り組みをしていただ

けたらと、私、個人的には思っています。JETプログラム（語学指導を行う外国青年招致事業）で、なんとかできないのでしょうか。国際理解教育については、どんどん膨らませていただきたい教育だと思いますので、要望も含めて申し上げます。

<松本総括指導主事>

A L T等の活用については、確かに、なかなか連携が取れず、活用が不十分な面も出ているのではないかと思います。そうした中で、京都府としても、英語教員の充実を図るために、英語の教員におきましては、TOEIC（トイーック：国際コミュニケーション英語能力テスト）の基準点を設けておりまして、その基準点を超えていない教員への研修制度を今年度から始めております。そういう形で、中学校の英語教員だけでも、オールイングリッシュないしはそれに近い形での授業ができ、また、A L Tとの連携を緊密にした授業ができるように、研修が進み始めておりますので、授業の充実が更に図られることを期待しているところです。

<岡野教育総務課長>

J E Tプログラムについてですが、A L Tは、いつも7月・8月に日本に来られます。向こうの新学期が日本のように4月からのスタートではなく、9月からのスタートであり、向こうの大学を修了してから日本に来られるので、どうしてもそういうサイクルになってしまいます。J E Tプログラムからの派遣ではなくて、独自に業務委託をした民間業者からの派遣で活用している自治体もあり、1学期からスタートさせようと思うと、J E Tを通さずに、民間業者と契約してNON-J E Tを活用する事はできると思うのですが、京丹後市の場合はJ E Tを通しての契約となっております。

<田村委員>

私もそれは聞きました。他の自治体では直接面接をしている所もあるんですよね。J E Tプログラムでは、派遣された人を受け入れるだけだと聞いていましたが、自治体が直接面接をして直接契約をして、良い人材を受け入れられるシステムもあるのだと聞きました。J E Tを使うかどうかも含めて、今後、検討していただきたいと思います。

<岡野教育総務課長>

今後の課題ではありますが、実は財政的な事情もございます。J E Tプログラムを通すと交付税措置が取られるという事もありますので、財政課との協議も必要かと思えます。

〈田村委員〉

わかりました。

〈吉岡教育長〉

先週の京都府都市教育長協議会でも話が出たのですが、民間業者から派遣をしてもらっているところと、JETプログラムを使っているところと、だいたい京都府下で半々ぐらいです。どちらも一長一短があるかと思います。都会でしたら割と人材が求めやすく、会社も結構あるのですが、実際にALTとして来てもらおうと、途中でやっぱり交代してもらわなければならないような人もいるらしいです。だから、行政側が任命をする段階でしっかりと審査をしないといけないと思います。ただ一方で、民間業者に委託をすると、業者がALTの面倒を全て見てくれるので、今、教育総務課が関わっているような業務が軽減されるということもあります。

それから、私も今日の視察研修の感想を言わせてもらいますが、今日の授業ではちょっと物足りないという感じがしました。いろんな指導計画の中での一部分しか見ていないので、もしかしたら次回は違うかもしれませんが、今日の授業は生徒の発言がなかったですね。先生からの一方的な発言しかなかったもので、そこは物足りなさを感じました。

〈吉岡教育長〉

そのほか、よろしいですか。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。

議案第3号「平成29年度「指導の重点」について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第４号「平成２９年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題と致します。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第４号「平成２９年度全国学力・学習状況調査の実施について」説明をさせていただきます。

全国学力・学習状況調査は平成１９年度から実施されています。平成２２年度から２４年度は全ての小中学校ではなく、国においては抽出校の調査となっておりましたが、平成２６年度から再び全校調査となり現在に至っています。本市では、国の抽出校方式の時も、それぞれの学校の課題を整理し、学校で重点をおいて取り組んできたことの結果把握等を行うためには、全小中学校で調査を実施する必要があることから、市の費用において、抽出校以外の学校も実施することとし、全校調査を行ってきていました。

平成２８年度調査から平成２９年度調査にあたり、変更された点は次の５点です。

- ①調査結果の個票データ等を大学等の研究者や国等の行政機関の職員に貸与すること
- ②従来から公表している都道府県に加え、指定都市の調査結果を文部科学省が公表すること
- ③小学校調査の結果を中学校に送付できること
- ④保護者に対する調査を実施すること
- ⑤調査の対象に公立大学法人が設置する学校を追加すること

この変更により、調査結果の個票データについて、過去の調査結果も大学等の研究者や国等の行政機関の職員に貸与することがありますが、本来児童生徒及び保護者の氏名を取得しない方法で実施しているので、調査結果等のデータは原則として行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における個人情報には該当しません。

しかし、個人が事実上特定される可能性がある場合は、例外的に個人情報となるので、児童生徒本人、保護者に対して調査の趣旨・目的を必ず説明の上調査を実施するように求められています。

２９年度については、別紙実施要領のとおり、調査の対象は今までと同様、小学校６年生と中学校３年生です。対象科目については小学校６年生は国語と算数、中学校３年生は国語と数学となっており、本市においても全児童生徒を対象として実施する調査に参加することとします。

２９年度の実施日は、児童生徒に対する調査は４月１８日火曜日、学校に対する質問紙調査は４月、今年から始まる保護者に対する調査は５月の実施とされています。

なお、調査は地教行法第２１条第１７項の規定により教育委員会の職務権限とされており、市教育委員会の判断において市全体の結果、また学校ごとの結果について公表を

行うことと、学校に対し公表するよう指示することが可能となりましたが、本市では、市全体の数値と分析結果、また今後の改善方策も併せて、市の広報により公表しています。

この公表に係る点については、２９年度の取り扱いについては、基本的には本年度と同様にしたいと考えていますが、他市の状況等も踏まえ、改めて教育委員会議で審議いただきたくこととし、本日の委員会においては平成２９年度全国学力・学習状況調査の参加についてのみ、ご審議いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

ただ今、議案第４号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

実施が否かどうかという事を審議するのですか。

〈横島教育次長〉

京丹後市が参加をしてよろしいかどうかについて、審議をお願いします。

〈野木委員〉

現在、現場の先生方から、この調査に反対するような意見はあるのでしょうか。

〈松本総括指導主事〉

学力の実態を把握するために、京都府が小４・中１・中２で診断テストを実施しておりまして、国は小６・中３で実施をしていますので、経年ですっと追う事ができる利点があります。そうした意味において、国と府の繋がりの中で、全体の力を把握していく上では貴重なものということで、取り立てて反対というような声は出ておりません。

〈森委員〉

参加をしたら良いと思います。先ほど、松本総括指導主事が言われたように、系統立てて指導していただく上で、何が足りないのか、何は充分あるのかという、指導側からも把握していただけるし、良い事だと思いますので、是非お願いしたいと思います。

ただ一部では、この学力調査のために、自分のクラスの平均点が上がらないと困るという重圧と言いますか、教職員にとって、かなりの負担になっているというような報道も、かつてはありましたよね。京丹後市でそういう事がなければ良いなと思います。

〈横島教育次長〉

基本的に、学校として必要であるという事は、先ほど松本総括指導主事からも言わせていただきました。取り立てて、この調査に負担を感じているという教職員の声も聞いておりませんので、是非、参加はさせていただきたいと思っております。

〈久下委員〉

29年度から、保護者に対する調査があるんですね。ここに目的も書いてありますが、調査対象児童生徒の全保護者が対象ですか。

〈松本学校教育課長〉

一定の抽出になると思うのですが、具体的な内容については今の段階では申し上げる事ができません。どういう方が対象で、どういう内容なのか、まだこれから連絡が入ってくる事になりますので、ここに記載のある事しか今は分からない状況です。

〈久下委員〉

でも今日の議題は、これも含めての審議ですよ。

〈横島教育次長〉

はい。保護者の調査も含めてという形になります。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。

議案第4号「平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第5号「第2次京丹後市保育所再編等推進計画の策定について」を議題と致します。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第5号「第2次京丹後市保育所再編等推進計画の策定について」説明をさせていただきます。

前京丹後市保育所再編等推進計画については、平成18年10月に策定をし、方針を定めていましたが、計画期間中に実施した耐震診断の結果を踏まえ、平成23年3月に新たに耐震化方針を盛り込んだうえで見直し策定した計画に基づき再編等を行ってきました。本計画は、前計画の整備状況を踏まえ、社会環境の変化及び多様な保育ニーズ、低年齢児童保育の利用増など、新たな諸課題について対応するための方針を定めることを目的とし策定するものです。

計画の期間は平成29年度から平成33年度の5年間とし、保育所再編、民営化、認定こども園化の3項目について対応するための方針を定めたものです。なお、計画について、今後の社会情勢等の変化により、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中であっても、見直しを行うことにしています。

最初に保育所再編ですが、前保育所再編等推進計画に基づき、保育所の統廃合による再編や幼保一体化施設の設置等を行ってきましたが、少子化の進行に伴い、小規模化している保育所・幼稚園がある一方、低年齢児保育の需要が高まっていることから、さらに保育所・幼稚園の再編等を行い、保育環境の整備等を進めることとします。

峰山地域では、前計画の規定を踏まえ、五箇保育所を平成30年度に峰山こども園へ統合します。

大宮地域につきましては、今回新たな再編を行う予定はありません。

網野地域は、前計画では再編を行っていないため、公立保育所・幼稚園が5施設あり、入所児童の減少により小規模保育所が複数あるため、地域内のバランスを考慮し、平成31年度に網野南保育所を整備し、浅茂川保育所と網野幼稚園を統合した認定こども園へ移行することとします。

それ以外の丹後・弥栄・久美浜の地域は前計画で再編を行っているため今回は現状のままとしています。なお、宇川保育所は小規模保育所となっていますが、丹後こども園

との距離があり、児童の負担を考慮し、現状のまま運営することとしています。

次に民営化ですが、平成28年度までに2度の事業者募集を行ったたちばな保育所と久美浜保育所については、引き続き民営化の検討施設としています。

最後に、認定こども園についてですが、現在幼保一体化施設として運営している峰山こども園、大宮こども園、丹後こども園、弥栄こども園、かぶと山こども園を平成30年度から認定こども園として運営することとしています。

この計画案につきましては、平成28年7月13日に、市長から子ども未来まちづくり審議会にこれからの保育所の再編等について諮問され、昨年12月7日に答申された内容をベースとしております。この間、関係する保育所・幼稚園の保護者代表、地元区に対して、現状や課題、そして答申内容等を説明してまいりました。また昨日まで、パブリックコメントも実施しており、関係者や市民の方の意見を把握してきたところでございます。

なお、承認をいただきましたら、3月議会に上程をさせていただくこととします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### <吉岡教育長>

議案第5号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

#### <野木委員>

前回の会議でも少し説明をいただきましたが、五箇保育所を峰山こども園に統合するという事で、今、その地域の方や保護者の方に説明をしているとの報告を受けました。

私は基本的に、計画どおり五箇保育所を峰山こども園にスムーズに移管することには賛成なのですが、前回の会議の後、五箇保育所の保護者の方々が、統合に反対しているという事を聞きました。市議会議員さんからも、そのような話を聞いております。ですから、規定路線だから承認しますという事ではなく、こんな反対意見もあるという事をこの場でおっしゃっていただいた方が、私はいいと思います。

我々は民間としていろんな情報も持っている訳ですが、当然、全く知らない情報や現実もたくさんある中で判断をしなければなりません。特に、こういったこども園や小学校の再編というデリケートな部分に関してはいろんな意見がある中で、我々は賛成か反対か判断をしなければなりません。今、五箇保育所の保護者の方がなぜ反対をされるのか、いろいろな事情があると思うのですが、わかっている範囲でいいので聞かせてもらえるものなら聞かせていただいて、その上で判断をしていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〈吉岡子ども未来課長〉

五箇地域において、五箇保育所の保護者の方、地域の方にも説明をさせていただいていますが、今、保護者の方から出ている反対意見として、主なものをご紹介します。

まずは、「小規模の良さがある」「小規模であるがゆえに子どもを手厚く見てもらえる」「山が近くにあって、保育するのに非常に良い環境である」「支援が必要な子どもがいて、支援が必要な子どもは、小規模の保育所を選んで来ている」という内容です。

基本的に保育所・幼稚園は、どこの地区からどこの施設を利用させていただいてもよいのですが、五箇地区を五箇・鱒留・久次・二箇の4地区と既定した場合、その地区外から、小規模なので良いという理由で「わざわざ五箇保育所を選んで来ている」というご意見がございました。

それから、統合する相手の峰山こども園を想定し、「大規模の施設は、子どもに目が行き届かないから大変だ」と、概ね、この4～5点が、象徴的なご意見でございました。

〈野木委員〉

ありがとうございました。そういった反対意見もあるという事を、会議の間でも言っていて、その上で我々に判断をさせていただきたいと思います。この五箇保育所の件だけではなくて、今後、こういった問題を判定する時の一つのデータとしたいので、是非よろしくお願い致します。

五箇保育所については、私はスムーズに移管すべきだと思っています。

〈横島教育次長〉

今、保護者の意見を聞いていただきましたが、教育委員会として、その時にどういうお返しをさせていただいているのか、改めてお伝えしたいと思います。

保育所においては、子どもの年齢ごとに保育士の配置基準がございまして、子どもの数に応じて一定数の保育士を配置しなければなりません。ですから、規模が大きな所でも、配置基準の原則で言えば、同じように保育は受けられますので、ご安心くださいと説明をさせていただいております。

地区外から五箇保育所を選んで来られているという意見もありますが、教育委員会の考えとしては、一定程度の規模を保っていく方が保育所運営としては継続性のある運営ができるという部分もありますので、ご理解いただけませんかと言わせていただいております。そのように、私は報告を受けておりますが、他に追加があれば、子ども未来課長からお願いします。

〈吉岡子ども未来課長〉

今日お渡しさせていただきました資料の後に、一枚物の資料を追加で挟ませていただきました。ここに、峰山地域の保育所・幼稚園の利用者数等関係数値が出ていますが、こういう内容を地元の区長さんや保護者の方にもお見せして、説明をさせていただいております。

一番上に平成28年4月1日現在のゆうかり子ども園、峰山こども園、五箇保育所の利用者数の表がございますが、五箇保育所につきましては5歳児が0人、トータルで15人でございます。一方で、峰山こども園は合計196人という市内では一番大きいこども園ではございますが、先ほど次長が申しましたように、保育においては子どもの数に応じて保育士の配置人数が決まっておりますので、決して大きな所だから目が行き届かないという事はないと説明をさせていただいておりますし、これからもまた保護者説明の機会を予定しておりますので、説明をさせていただきたいと思っております。

#### <野木委員>

ありがとうございます。先ほどの次長のご説明で、なぜ五箇保育所が統合しなければならないのか、充分わかりました。このような資料だけを見て、人数だけで判断されているのではないという事を、我々はしっかりと認識したかったので、この資料以外の情報も欲しかったということです。

#### <吉岡教育長>

付け加えますが、地元区はある程度理解をいただいております。前回、峰山こども園ができた時の経過から言うと、五箇保育所はもうその当時から、将来的には統合したいという事を伝えていましたので、特に大きな反対はありません。ただ、保護者の中には反対意見をお持ちの方もおられるので、今後、署名活動も有り得るという情報も聞いております。

#### <森委員>

今、反対意見の中で、小規模の方が支援の必要な子どもには手厚いと言われましたが、峰山こども園でも、決して支援の必要な子どもに対して、手薄い訳ではないと思うんです。同じように加配を付けていただいたり、何か手立てはしていただいていると思うので、そこまで小規模保育園の支援が手厚いと言われる意味がよくわかりません。

#### <吉岡子ども未来課長>

峰山こども園は、平成27年度に新しくオープンをして、その時に幼稚園と保育所が一つになりまして、運営においても保護者会とPTAがあつて、どうしても1年目で、

そのすり合わせというのが、兼ね合いもあり大変だったところもありました。そういう状況を五箇保育所の保護者の方が耳にされて、少しイメージが先行されているのかなと、私どもはそのような印象を受けております。

今、森委員がおっしゃいましたように、加配の必要な子どもたちにつきましては、1対1加配であったり、4対1加配であったり、それは一定の基準によって行っておりますので、決して峰山こども園や他のこども園が手薄だということではなくて、運営上はむしろ、保育士・幼稚園教諭が大勢いますので、子どもにかかる目は多い側面もあります。ですので、そのような不安はないように説明をしていきたいと思っております。また、これから全保護者への説明も予定しておりますので、もし不安がありましたら、こども園の見学も提案をしてみようかと思っております。以上です。

<吉岡教育長>

他にございませんか。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第5号「第2次京丹後市保育所再編等推進計画の策定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第6号及び第7号の2議案は、条例改正及びそれに基づく規則改正であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈吉岡教育長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」、議案第 7 号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」の 2 議案を一括議題とします。

事務局から提案説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第 6 号と第 7 号については、関連がありますので一括して説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第 6 号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の一部改正は、京丹後市吉原グラウンドの地番の誤りがわかったことによる修正と京丹後市峰山練成道場の廃止を行うものです。

京丹後市吉原グラウンドは、旧吉原小学校跡地を充てており、吉原小学校の閉校に伴い、地元区が閉校記念誌を作成するために過去の資料集めをした結果、現在条例に示している京丹後市吉原グラウンドの地番は 1 6 4 番地ですが、この地番は実際にはグラウンドの北にある民家周辺の地番であり、現在の吉原グラウンドの敷地には無いので修正が必要との指摘があり、事務局で確認したところ、京丹後市吉原グラウンドの敷地内には、該当地番はなかったため、原因は不明ですが間違いがわかった段階でその修正を行うものです。

峰山練成道場は、丹後震災記念館の中に設置されていますが、平成 2 3 年度に耐震診断を行ったところ、I S 値が非常に低く、危険な建物であることが分かったため、利用を中止し、現在に至っています。丹後震災記念館は京都府指定文化財でもあり、その価値を保ちながら耐震工事を行うには多くの課題があり、現在も検討中であること、また、峰山練成道場を利用していた団体も活動をほかの施設で行い、現在でも支障のないことから、峰山練成道場を廃止しても影響はないと判断したことによるものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

第 2 条の表で社会体育施設の名称と位置を規定していますが、京丹後市吉原グラウンドの項中「1 6 4 番地」を「1 6 2 番地の 3」に改めるとともに、京丹後市峰山練成道場を削除するものです。

施行期日については、附則で平成 2 9 年 4 月 1 日からとします。

続いて、議案第 7 号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

議案第 6 号で提案しました峰山練成道場の廃止に伴い、利用時間を規定しています第

3 条の第 3 号の峰山錬成道場を削除するものです。

施行期日については、条例に合わせ平成 29 年 4 月 1 日とします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、2 議案の説明をいただきました。

まず、議案第 6 号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈吉岡教育長〉

それでは次に、議案第 7 号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈吉岡教育長〉

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第 6 号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 7 号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第 8 号「京丹後市丹後自然体験学習施設条例の廃止について」を議題と致します。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第 8 号「京丹後市丹後自然体験学習施設条例を廃止する条例について」説明をさせていただきます。

京丹後市丹後町小脇 3 3 番地に位置する京丹後市丹後自然体験学習施設は市内外の学童等に自然に親しむ機会を与え、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るため、旧虎杖小学校校舎を利用して設置されたものです。近年建物の老朽化も進み、利用もないことから、公共施設見直し方針（平成 2 4 年 9 月策定）及び公共施設見直し計画（平成 2 5 年 5 月策定）に基づき廃止をするものです。

なお、学校のグラウンド部分は、京丹後市農村景観活用交流施設として商工観光部が管理をしていますが、今回、同じ理由で合わせて廃止をする予定をしています。

施行期日については、平成 2 9 年 4 月 1 日からとします。

なお、本日承認いただきましたら 3 月議会に上程をさせていただくこととします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

議案第 8 号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。

議案第 8 号「京丹後市丹後自然体験学習施設条例の廃止について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて４のその他ということで、諸報告、各課報告を順次いたします。

(１) 諸報告

〈横島教育次長〉

① 「共催」・「後援」申請に係る１月期承認について

(２) 各課報告

〈学校教育課〉

① ２月学校行事予定について

〈社会教育課〉

① 人権講演会について

〈文化財保護課〉

① 丹後古代の里資料館冬季企画展示「丹後震災９０年」の開催について

② 第５回京丹後市文化財セミナー「丹後震災９０年」について

③ 第４６回丹後震災記念展の開催について

〈吉岡教育長〉

全体をとおして、何かご質問がありますか。

〈吉岡教育長〉

それでは、以上で第２回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。

〈閉会 午前１１時５０分〉

[ ２月臨時会 平成２９年 ２月 ９日（木） 午後 １時３０分から ]